

ウォーターPPPの導入検討について

1. これまでの課題

ヒト

⇒ 職員不足、技術継承

モノ

⇒ 施設の老朽化、災害対策

カネ

⇒ 料金収入の減少、労務費・資材費の高騰、施設更新費用の増加

対策

ヒト ⇒ アウトソーシング、職員研修の充実による能力向上

モノ ⇒ 計画的な施設整備による延命化及び強靱化

カネ ⇒ 料金値上げ、補助金の活用、業務効率化による経費軽減など...

2. 新たな課題

ウォーターPPP

⇒ ウォーターPPPを導入しなければ、污水管の改築に係る国費支援を受けられなくなる。(令和9年度以降に要件化)

(WPPP)

・・・ (別紙1)(別紙2)

○污水管の改築に係る国費支援の影響額

<中期的な想定>

・R9～R18の単年当たり事業費：51,471千円 (**国費 25,736千円**)

<長期的な想定>

・R9～R50の単年当たり事業費：55,500千円 (**国費 27,750千円**)

※以上より、毎年約3000万円程度の収入が減少することが見込まれる。

ウォーターPPP導入について検討へ

3. 検討スケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<p>○内部検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題等の整理 ・WPPP導入の可能性を検討 <p>※導入可能性調査の対象 施設決定</p>	<p>○導入可能性調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細検討 ・マーケットサウンディング <p>※上下水道室の方針決定</p>	<p>○委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業経営審議会へ諮問→答申 ・常任委員会へ報告 <p>※WPPP導入決定</p>

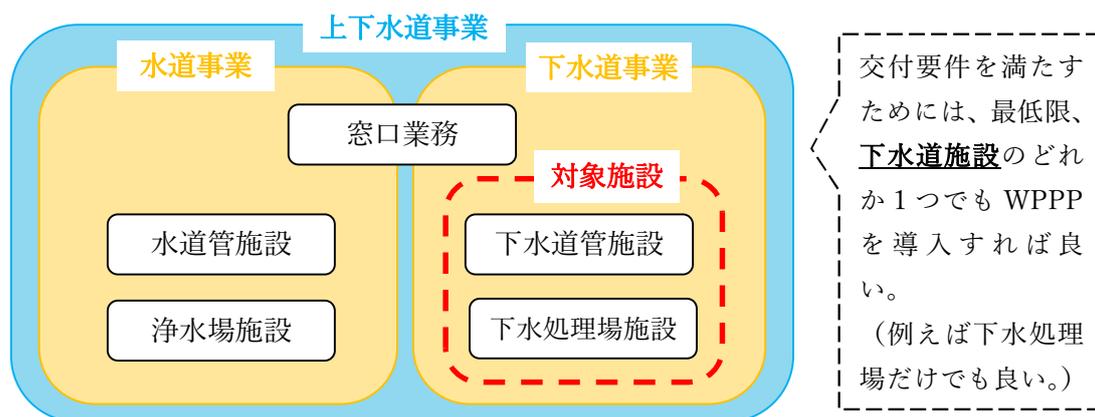
4. WPPP 導入可能性調査対象施設の選定

○内部検討の結果...

本市の上下水道事業は、これまで直営で施設管理をしているため、今回、上下一括で WPPP を導入した場合、大幅な事業体制の変更に伴う事業執行へのリスクや上下水の管理が市から民間業者へ移行することに対して、使用者が不安に感じることが懸念される。また、水道事業については、WPPP 導入による市内業者への影響が大きいことや今回の要件化による国費支援への影響が水道事業には無いことなどから、今回の導入可能性調査には水道事業を含めないことが妥当と考える。

窓口業務については、以前より個別に業務委託を検討していることから引き続き個別に検討を進めることとし、今回の WPPP 導入可能性調査には、下水道管と下水処理場施設を対象として検討を進める。

今後、水道事業については、下水道事業が WPPP を導入した場合に実施状況や効果などを参考としながら WPPP 導入の検討を適宜進める。



5. WPPP 導入判断のポイント

- ◎今の課題、これから想定される課題を解決できるか。
- ◎委託費が経営にどのくらい影響するのか。また、許容できる範囲に収まるか。
- ◎受託業者がいるのか。また、地元業者をどのように参入できるようにするか。

※導入可能性調査では、下水道管と下水処理場施設を対象にマーケットサウンディングにより、官民の業務分担や経済性、市内業者の参加方法を検討し導入について判断する。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部通知 (R5.6.2 付)

国 水 下 企 第 5 号
国 水 下 事 第 5 号
令 和 5 年 6 月 2 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長
下水道事業課長
(公印省略)

ウォーターPPPの推進について

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日）では、「より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。さらに、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（両者を総称して「ウォーターPPP」という。）について、令和13年度までに100件の具体化を狙う。」とともに、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。」こととしている。

なお、公共施設等運営事業に「準ずる効果が期待できる官民連携方式」とは、「水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」とされている。

また、「ウォーターPPP」については、「国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である」とされている。

下水道管理者におかれては、施設の老朽化の進行や職員数の減少による人手不足が深刻化しつつある中、下水道事業の持続可能性の確保に向けて、組織体制を補完し、また、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による経営改善を図るために、下水道分野での「ウォーターPPP」の導入について、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、令和5年度から、社会資本整備総合交付金等について「公共施設等運営事業に含まれる下水道施設の設置・改築」について、重点配分を行うこととしている。

ウォーターPPPの概要

○ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

○ウォーターPPPの4要件

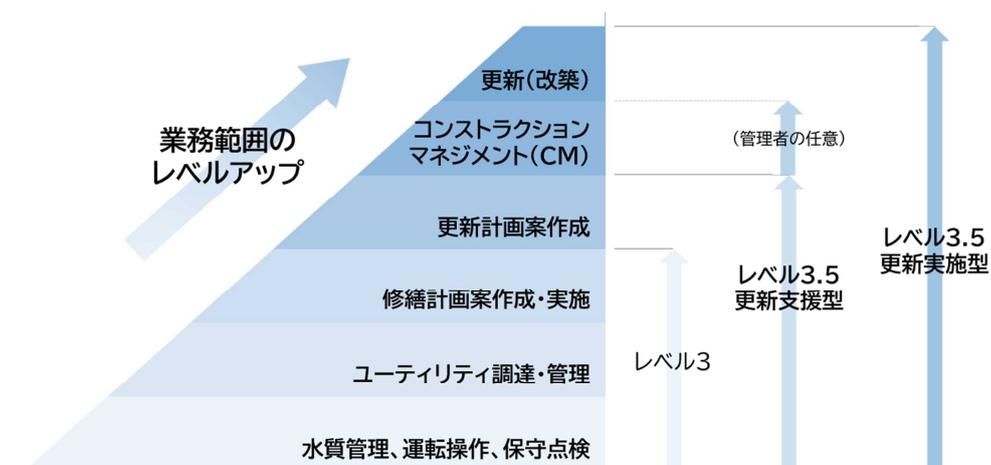
①長期契約（原則10年）

②性能発注

必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示して、その性能・水準を満たすための詳細な手段や設計は問わずに、民間の裁量の下で要求水準を満たす発注方式のこと。
※従来は仕様発注：施設の配置・構造・材料等、業務に関わる詳細な要件等の仕様書を公共が作成し、民間に提示して発注すること。

③維持管理と更新の一体マネジメント

◆ウォーターPPPスキーム（※民間委託レベル3.5以上が必要）



※コンストラクションマネジメントとは、発注者側の立場に立って、設計や計画立案の段階からコストや品質、スケジュール、情報管理を行う作業。

④プロフィットシェア

共同事業などにおける収益の分配方式の一つで、受託業者が経費・費用を差し引いて、利益が残った場合にこれを一定の割合で発注者と分配する方式。

※例：契約時に見積もった工事費や維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。

※以上の4要件を満たしたものをウォーターPPPと位置づけている。